

# 基金情報

No. 79

平成20年8月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階  
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
ホームページ <http://www.glskkn.com>

## 平成20年度・主要事業概況

事項	7月末数	対前月増減数	事項	7月末数(累計)	
事業所数(件)	238	-1	年金掛金	調定額(円) 479,005,090	
加入員数(人)	男子	5,261	4	収納額(円) 474,283,578	
	女子	2,216	-6	収納率 99.01%	
	計	7,477	-2	事務費掛金調定額(円) 20,859,216	
平均標準給与月額(円)	男子	343,317	703	資産運用	信託資産額(時価) 313億3,203万円
	女子	230,217	1,091		修正総合利回り 4.26%
	計	309,797	900		ベンチマーク差 3.51%
受給者数(人)	5,779	28	慶弔金の支給件数・金額	18件18万円	
平均年金額(円)	490,168	1,597	年金相談件数	757件	

## 平成19年度決算まとまる 年金経理 79億円の不足金発生

平成19年度の年金経理の財政決算結果が、8月1日当基金の幹事銀行のりそな信託銀行より報告がありました。

平成19年度は、サブプライム問題に端を発した国内外の株式の下落により、57億円の運用損失が生じ、また最低責任準備金を算出するための利回り(代行部分の利回り。国の厚生年金の運用利回りを使いますが、公表時期の関係で1年9ヶ月適用時期がずれます。平成19年度は運用が良かった18年度の利回りで算出されます。)が5.89%と高かったことも影響し、79億円の当年度不足金が発生しました。

基金では毎決算ごとに積立水準の検証が義務付けられています。

### 継続基準とは

基金が今後も継続するという前提で行います。将来発生が見込まれる給付と掛金及び運用収益を考慮し、必要な積立金を保有しているか検証します。

**純資産 + 許容繰越不足金 ≥ 責任準備金**

### 非継続基準とは

基金が基準日時時点で解散した場合、加入者の受給権が確保されているかという観点で行います。即ち、現時点までに発生しているとみなされる債務(最低積立基準額)に見直す積立金を保有しているか検証します。

**純資産 ≥ 最低責任準備金 × 1.05**

**純資産 ≥ 最低積立基準額 × 0.9**

いずれか高い額

**継続基準 87% (基準値100%以上)**

**非継続基準 66% (基準値90%以上)**

**いずれも基準に抵触!**

全基金の約半数が基準に抵触しており、財政検証方法の緩和措置の通知が発出されました。

### 《緩和措置の内容》

1. 資産の評価方法の変更(時価→数理的評価)

2. 許容繰越不足金の算出方法の変更

継続基準に抵触した場合、掛金の引上げの必要があります。しかし、今決算については、運用環境の悪化により大多数の基金が不足生じ基準に抵触している状況を踏まえ、緩和措置が発出されました。

当基金も基準に抵触しておりますが、この緩和措置を使うことにより掛金の引き上げは回避できる見込みです。また、非継続基準については、現行の回復計画では回復できず見直しが必要となっておりこれについては12月以降策定する予定としております。

決算代議員会は9月19日開催が予定です。

決算結果は代議員会に上程いたします。決算結果等については、来月号でお知らせする予定です。

## 平成20年9月分から 厚生年金保険の保険料率が変わります

平成20年9月分から、厚生年金保険の保険料率が下記のとおり変更になります。

厚生年金基金加入者の場合、一般の保険料率から基金ごとに定められている免除保険料率を控除した率となります。(同封の「掛金額表」をご参照ください。)

【平成20年9月分から】

\* 当基金の免除保険料率(1000分の38)を控除した率です。

(変更前) 1000分の111.96

↓

(変更後) 1000分の115.5

注) 平成16年6月の厚生年金保険法の一部改正により、「保険料水準固定方式」が導入され、国の保険料については、平成16年10月以降毎年9月に0.354%ずつ引き上げられ、平成29年度以降18.30%に固定する仕組みに改められました

注) 上記の保険料率にて計算された保険料は、平成20年10月に社会保険事務所より送付される納入告知分から反映されますのでご注意ください。

注) 基金の掛金率の変更はございません。

\* 掛金額表は、基金ホームページにも掲載しておりますのでご活用ください。

## 企業年金連合会より

### 「中途脱退者等検索サービス」開始されました

\* 中途脱退者・・・基金加入期間が10年未満で60歳未満の方

企業年金連合会ホームページにて、連合会に記録が移管されているかどうかを確認できる「中途脱退者等検索サービス」が開始されました。

連合会ホームページにアクセスし、「中途脱退者等検索サービス」にて移管記録を確認できた方は、住所変更、継承通知書の再発行、年金裁定請求書の送付の手続きができるようになります。

【検索手順】連合会ホームページ (<http://www.pfa.or.jp/>)

1. 連合会ホームページにアクセスし、「連合会の年金を受給されている方・これから受給される方」のページを選択すると「中途脱退者等検索サービス」があります

2. 検索サービスを受けるためには、基礎年金番号・氏名・生年月日・性別等の項目が必須となりますので、ご注意ください。

注) このサービスは、加入していた基金名、基金記録、年金額等の詳細内容は表示されません。

注) このサービスは、午前6時～午後10時までご利用いただけます。

## 年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から今後は書面にて回答させていただきます。  
また、事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

## 年金の確実な支給のために

### 【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時のご住所あてにお送りしております。

その後、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに「裁定請求書」を送付して年金請求をするよう通知しております。

【連合会】中途脱退者：基金加入期間が10年未満で60歳未満の方連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方へ、将来、連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時のご住所あてに送付されます。

その後、年金支給開始年齢に達する当月始めに退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに「裁定請求書」を送付して年金請求をするよう通知されます。

\* 住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。

この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

## 掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、郵便局、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。

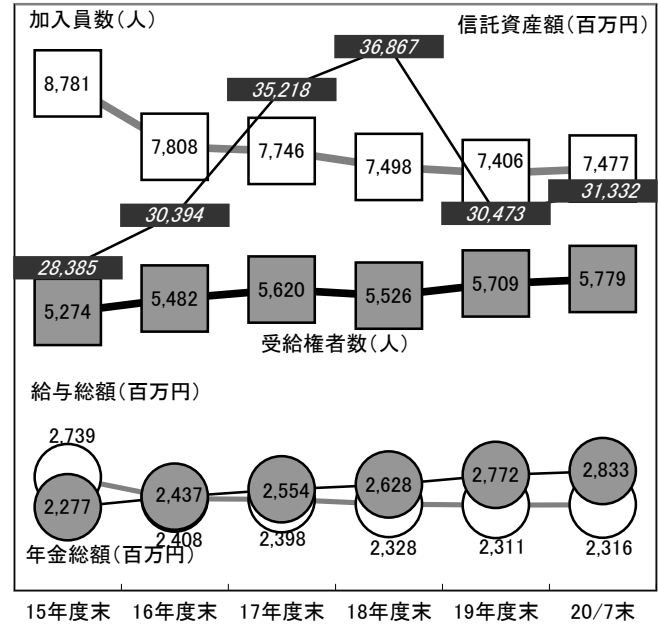
詳しくは当基金までお問合せください。

\* 8月分の掛金納入期限は、9月30日となりますので、ご協力お願いいたします。

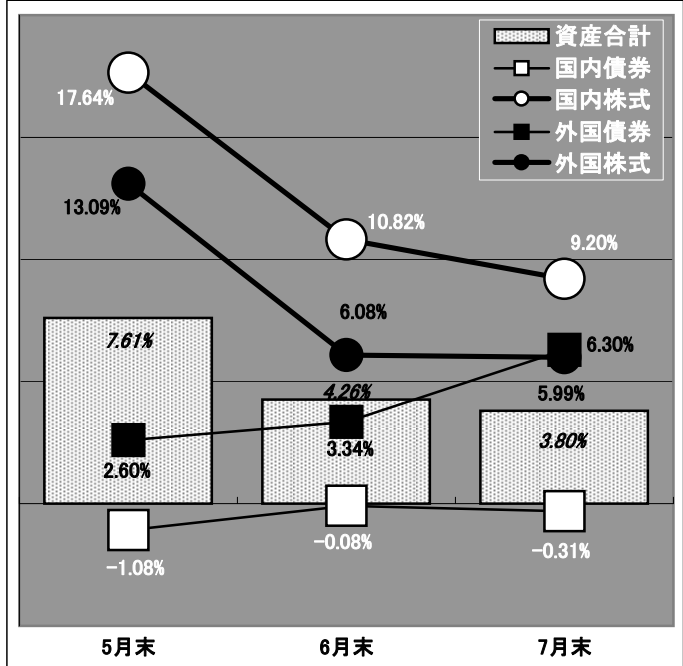
## 設立事業所の異動(規約変更関係等)・7月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	(資)浅賀硝子工業所	閉鎖	H20.7.1

## 主要事業の推移



## 年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成20年度>



## 9月の事業予定

- 19日 財政運営委員会・年金資産運用委員会  
理事会・代議員会
- 30日 決算書提出

### 【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

### ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています  
創刊号から直近号までご覧いただけます  
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.glskkn.com>